

平成 28 年第 8 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成28年第8回教育委員会会議

1 日 時 平成28年3月30日（水） 13時30分～15時00分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	山 中	善 夫
委 員	臼 井	博
委 員	池 田	光 司
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	長谷川	雅 英
庶務係員	石 川	亜 樹
庶務係員	吉 田	望
学校施設担当部長	本 居	文 男
学校施設課長	佐 藤	敬 宏
計画係長	前 田	憲 一
整備保全担当課長	富 樫	剛
施設整備係長	松 見	圭 太
学校規模適正化担当課長	大 木	敬 治
学校規模適正化担当係長	河 合	俊 邦
学校教育部長	引 地	秀 美
教職員担当部長	檜 田	英 樹
教職員係長	立 野	靖
教職員係員	松 本	崇 弘
教職員係員	太 田	純
服務担当係長	内 山	和 哉
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	岡 部	歌 織

4 傍聴者 0名

5 議 題

議案第1号 教育委員会事務の補助執行についての一部を改正する案

- 議案第 2 号 札幌市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部を改正する規則案
- 議案第 3 号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案
- 議案第 4 号 札幌市学校施設維持更新基本計画の策定について
- 議案第 5 号 教職員に対する懲戒処分について
- 議案第 6 号 教職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成28年第8回教育委員会会議を開会します。

本日の会議録の署名は、臼井博委員と池田光司委員にお願いします。

本日は、池田官司委員、阿部夕子委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案第5号及び第6号は人事に関する事項です。

教育委員会会議規則第14条第1項第2号の規定により、公開しないこととしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第5号及び第6号は、公開しないこととします。

【議 事】

◎議案第 1 号 教育委員会事務の補助執行についての一部を改正する案

◎議案第 2 号 札幌市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 議案第 1 号及び第 2 号についてですが、いずれも平成28年度機構改革に伴う改正であることから、まとめてご説明、審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第 1 号及び第 2 号は、まとめて説明、審議を行うこととします。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 第 1 号、第 2 号についてご説明します。

まず、議案第 1 号に添付している参考資料をご覧ください。

平成28年度機構編成により、現在の観光文化局にある文化部が市民文化局文化部に、スポーツ部がスポーツ局スポーツ部にそれぞれ編成されることとなります。

この機構編成に伴い、教育委員会事務の補助執行について 2 点ですが、これまで観光文化局長へ依頼していた事務のうち、文化財の保護に関すること及び埋蔵文化財センターの管理運営に関することを市民文化局長へ、スポーツの振興に関することをスポーツ局長へ、それぞれ依頼する必要があるため、議案第 1 号の新旧対照表のとおり改正することとします。

また、札幌市スポーツ推進審議会条例施行規則についても、同様の理由により、観光文化局をスポーツ局と変更する必要があるため、議案第 2 号の新旧対照表のとおり改正することとします。

なお、これらの改正については、平成28年 4 月 1 日（金）から施行することとしています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますか。

○山中委員 補助執行を説明しないと分かりにくいと思います。

結局、教育委員会がやるべきことを補助執行という形で別なところにやってもらう、その宛先が変わるということだと思うのですが、その補助執行のところをご説明いただいて、その機構改革との関係をご説明いただいた方がいいと

思います。

○生涯学習部長 今、山中委員がおっしゃったとおりで、そもそも、教育委員会でやる事務について、教育委員会外の市長部局でやっていただくということが、補助執行です。

今までは、先ほど申し上げたような事務を観光文化局の文化部とスポーツ部でしていただいていたところが、観光文化局が変わり、その名称が新しく市民文化局文化部ないしスポーツ局スポーツ部になりますが、内容自体は変わっておりません。補助執行をしていただいている事務自体は全く変わりありません。

○山中委員 もう少し言えば、なぜ教育委員会がやらないで、ほかの部局に出すのかということもあと思います。

○生涯学習部長 補助執行は、いろいろと類似している事務事業を行っている局があり、そこでまとめてやった方が、事務執行が効率的にできるので、市長部局をお願いして行っているということになります。

○池田（光）委員 その補助執行の相手方の名前が変わることになるということですね。

○生涯学習部長 はい。

○池田（光）委員 分かりました。

○長岡教育長 中身は変わらないで、機構の名前を変えるのみです。
ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 議案第1号及び第2号については、提案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第1号及び第2号は、提案どおり決定します。

◎議案第3号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

○教職員担当部長 議案第3号「札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案」についてご説明します。

まず、改正の内容と経緯についてですが、お手元に規則案とともに新旧対照表をお配りしていますが、参考資料と記載している資料を使って説明します。

今回は制度等の変更ではなく、地方公務員法が改正された関係での、いわゆる文言整理です。

灰色のところの囲みの上に、営利企業等の従事制限という、「営利企業等」という表現がありますが、営利企業等というのは、その灰色の囲みの①及び②営利を目的とする私企業に加えて、③の報酬を得ていかなる事業・事務に従事すること、これを「等」ということで、今まで営利企業等という表現を使っていました。

ところが、下の緑色の囲みをご覧くださいなのですが、今回、地方公務員法の改正に伴い、営利企業と営利企業以外の法人を意味するものとして、営利企業等という表現を地方公務員法で使用することになりました。

このため、これから地方公務員法上の営利企業等と緑色で示している言葉が、これまで使っていた灰色の部分の営利企業等という部分と混同するおそれがあるということで、今回、文言を整理することになっています。

どのように文言を整理するかと申しますと、営利企業等の従事制限という表記から、営利企業への従事等の制限というように、「等」の部分が少し移っています。これを踏まえて、札幌市でも人事委員会において文言整理が行われ、教育委員会においても、この人事委員会規則に基づき学校管理規則ができ上がっているため、今回、学校管理規則の一部の規則を、今あった営利企業への従事等の制限という表現に文言を整理するというので、今回、お諮りさせていただくというものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○長岡教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますか。

○池田（光）委員 何か問題が起きて改正するのですか。

○教職員担当部長 国で、営利企業等という1つの単語に2つの意味を持たせてしまい、混同してしまうため、整理をしたと聞いています。

今回、地方公務員法に退職管理という項目が加わり、その中で、先ほど申し

た営利企業と営利企業以外にもいろいろな法人があるのですが、それを合わせて営利企業等という表現をするということに合わせて、これまで使っていた「営利企業等の従事制限」という表現を「営利企業への従事等」というように混同しないように変えると聞いています。特に実害があつて変えたということではなく、混同しないように変えたと理解しています。退職管理の関係で、どうしても営利企業等という表現をしなければならないので、文言を整理したという理解です。

○**教職員係員** 今回の地方公務員法の改正に伴い、逐条解説が総務省から示されています。見出しの改正理由として、混同するおそれがあるということは述べられていました。

それを受けて、人事委員会に確認したところ、この表現については、混同するおそれがあるということで、人事委員会規則を改正しました。学校管理規則についても、人事委員会規則を基にしているので、それに倣って文言を整理したという流れになっています。

○**教職員係長** 営利企業等という今の言葉を、平成28年4月1日（金）から新しく施行される改正地方公務員法で違う表現で使いたいということが生じました。新しく出てきた条文で、この表現を使いたいがために、今ある「営利企業等」という言葉をそのまま置いておくわけにはいかないなので、今ある言葉を言いかえて、今の言葉を別な場所で違う意味で使いたいということです。

本来、後から来たものを変えるべきですけれども、国が既にあるものを別な言い方に変えたということで、今回、私どももそれに合わせて変えざるを得なかったというのが実際のところです。

○**池田（光）委員** 反対ではないのですが、具体的なイメージが湧かないので、判断のしようがありませんでした。法律の文言整理をしたということですね。

○**教職員担当部長** はい。

○**池田（光）委員** 分かりました。

これは、公務員が営利企業に従事できないことを定める条文なのでしょうか。

○**長岡教育長** 従事してはいけないということですね。

○**池田（光）委員** 例外もあるということですね。

○長岡教育長 任命権者の許可を得ればよいということで、地方公務員法第38条で、営利企業等に従事することに対する制限という条文があります。

○池田（光）委員 分かりました。

○長岡教育長 条文の改正による人事委員会規則ないしは教育委員会規則の改正なので、これはやむを得ないのですが、なぜ改正ということがなかなか分かりにくい、端的に説明できないところは確かにあります。

いずれにしても、法律の条文の改正に基づく委員会規則の改正ということで、提案どおり決定するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第3号については、提案どおり決定することとします。

◎議案第4号 札幌市学校施設維持更新基本計画の策定について

○長岡教育長 議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

○学校施設担当部長 議案第4号「札幌市学校施設維持更新基本計画の策定について」ご説明します。

この計画案については、今年2月5日（金）の教育委員会会議において、原案として承認され、その後、2月12日（金）の札幌市企画調整会議において、原案どおり決定されました。2月29日（月）の市議会文教委員会で報告し、並行して、この計画案を市民に公表して、1か月間、市民からの意見募集を実施しました。

本日は、文教委員会及びパブリックコメントの結果をご報告し、それを踏まえて、改めて計画案をお諮りするものです。

まず、市議会文教委員会での質疑ですが、まだ議事録ができておらず、資料がありませんので、口頭でご報告します。

大きく2つの質問がありました。

まず、リニューアル改修についてです。

リニューアル改修における学校の多様化への対応に関する具体的な整備は何かということと、リニューアル改修の設計を進めるに当たり、学校や地域の意向を反映すべきと考えるがどうかという質問がありました。

これに対して、教育委員会として、少人数指導に対応するため、可動間仕切りなどで分割することが可能な多目的教室の整備などを行うこと、それから、学校現場の意見を聞くことはもとより、地域やPTAの意向も確認しながら具体的な改修内容を検討し、設計に反映したいという答弁をしています。

2つ目は、小規模校に関する質問です。

まず、計画案には小規模校の改築費用を見込んでいないが、そういった改築費も含めた計画をすべきではないか、また、計画そのものを見直すべきではないかと考えるがいかがかということですが。

これに対しては、小規模校となることが見込まれる学校については、現時点で改築となるかどうか判断できないため、その改築については、今後個別に判断することとして、事業費を試算する上で、一旦の改築費用は見込んでいないと答えています。

次に、小規模見込み校であっても改築の可能性はあるのか、また、不具合が起きたときやトイレの洋式化などは必要に応じて修繕や整備を行うのかという質問です。

これに対しては、改築については、あくまで個別に判断したいということですが。それから、小規模校の修繕費や保全費などは計画で見込んでいるという答

弁をしています。

最後に、この計画と学校規模の適正化の考え方、進め方は、そもそも矛盾しているのではないかという質問がありました。これに対し、学校規模適正化の取組は、子どもたちの良好な学習環境確保のために進めているものであり、本計画案は、老朽化の進む学校施設における維持更新のあり方、方向性を示すものであり、矛盾するものではないという答弁をいたしました。

以上が文教委員会での質疑の状況です。

続いて、別添1、パブリックコメントの結果についてご報告します。

パブリックコメントに寄せられた意見ですけれども、まず、意見募集の期間は、2月23日（火）から3月23日（水）までの1か月間でした。この間、教育委員会、市役所、各区役所、まちづくりセンターで資料を配布したほか、ホームページで周知しました。

続いて、2ページ目です。

内訳ですが、その結果、4人の市民の方から9項目の意見が寄せられました。

3ページ目ですが、その内容については、意見の概要と、右側にそれに対する札幌市教育委員会としての考え方を示しています。

まず、1学級当たりの子どもの数と統廃合についてですが、一定の学校規模を確保することは子どもたちの社会性や協調性を養う上で重要であることから、この計画とは別に、基本方針を定めて学校規模適正化の取組を進めていますというお答えをいたします。

次に、2つ目ですが、古いものを大事に使うことについてのご意見に対して、札幌市の考え方としては、古いものを大事に使うことを学ぶということは、大切な視点です。この計画では、老朽化対策による危険性の除去などにより、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができる環境をつくることを目的としておりますという答えになります。

次に、そのページの下段です。この意見についてはほかにも2件あり、合計3件寄せられた意見です。

次の4ページ目の上段にもありますが、これとともに、学校施設のバリアフリーに関する意見です。

これに対しての札幌市の考え方ですが、3ページ目の下段の右の欄です。バリアフリー等への対応は重要な視点であり、現在も、改築等の際にバリアフリー化を進めているほか、既存施設においても、児童生徒の障がいの状況に応じて、個別に改修を行っております。今後も、意見の趣旨を踏まえ、学校施設の整備を進めてまいります、という内容です。

最後に、4ページ目の第6章で、トイレのバリアフリー化についてのご意見です。

具体的な対策についての意見は合計で3件が出ています。これに対する回答ですが、バリアフリー化は重要な視点であり、トイレについても、改築や改修により対応しています。今後も、ご意見の趣旨を踏まえて整備を進めてまいりますという内容で回答をすることを考えています。

以上のご意見をいただきましたが、これによる原案の修正は特にありません。

参考までに、別添2と別添3は、2月にご審議いただいた基本計画案の概要及び本編です。内容は、前回でお示ししたものと変わっておりません。

ご審議をお願いいたします。

○長岡教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますか。

○池田（光）委員 文教委員会の中での項目とパブリックコメントの項目で合致するものはありますか。

○学校施設担当部長 パブリックコメントの1つ目の意見がやや近いと思います。文教委員会の2つ目にご紹介した学校規模適正化の話と相通ずるものがあるかと思います。

○池田（光）委員 パブリックコメントの数は多いのか、期待程度だったのか、いかがでしょうか。

○学校施設担当部長 「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」を策定する際に、学校施設整備については意見が幾つか寄せられていましたが、それほど多くはありませんでした。今回、単独でパブリックコメントを行っても、それほど多くはないかとは思っていましたが、予想以上に少な目という印象です。

内容が、技術的な要素の計画ですので、そういう意味では、通常の計画に比べるとそれほど意見が多くないのは、やむを得ないかと思います。

○池田（光）委員 保護者に、パブリックコメントがあることをアピールすると、意見はかなり膨大になりますか。例えば、現役のPTAの方たちに、投げかけてみて、意見を多く集めてみたのか、そうではなくて、一般的に出すのみなのか、その辺りはいかがですか。

○学校施設担当部長 文教委員会での質疑にもありましたが、個別の学校に関しての改築、改修計画については、その地域や保護者の方にも説明会を開いて

います。そういったときには具体的な案を示しますので、意見が幾つか寄せられて、それを加味しながら設計をしていきます。

今回の場合には、整備手法といいますか、このままではなかなか改築や、大修繕が進まないのので、30年間でそれをもっと効率的にやっていくということが骨子の計画です。個々の学校をどのような形にするという内容ではないので、仮に保護者や子どもから意見を募集したとしても、それほど多くの意見は出てこないものと考えています。

したがって、今回は、一般的なパブリックコメントの方法で行いました。

○**臼井委員** 一般論でいうと、大きないろいろな問題点は出てこないと思うのですが、自分の通っている学校がほかの小学校と統合する可能性があるとなったときには、かなり具体的な意見が出てくると思って伺っていました。

これは、そちらに質問する筋ではないのですが、このパブリックコメントの最初の意見、2段落目のところで、統廃合して遠距離の子どもができると、過度な競争となることも考えられるとあります。

このような論理をお持ちの方も、もしかしたらこの方以外におられるかもしれませんが、どのようなことが想像されるのでしょうか。

○**学校教育部長** おそらく統廃合をして、規模が大きくなったら子どもが増えて競争になるということではないかと思えます。

○**臼井委員** 分かりました。この辺りの競争の評価というのはすごく難しいところがあると思えます。つまり、少なければ少ないほど、単純にいいという話ではなく、ある程度的人数がいてお互いに競い合うということのプラス面、メリットもあろうかと思えます。

○**長岡教育長** ほかによろしいでしょうか。

○**池田（光）委員** 学校の規模は、これからのとても大きなテーマでもあると思えます。

どうしてよいのか考えがまとまりませんが、パブリックコメントの求め方も、もう少し議論してもよいのではないかと思いました。例えば、学校の規模やバリアフリー、運動場、トイレのこともありました。こちら側として聞きたいことを想定して出すのか、ただ何かありませんかと聞くのとでは随分違うような気がします。

そこのところはどうあるべきか、一度話してみるとよいのではないかと感じ

ます。企業でも、単価なのか、グラムなのか、デザインなのか、何か知りたいことがあって意見を求めるという場面もありますし、その他、自由な意見も欲しいということもあります。

そういう意味では、パブリックコメントをせつかくされたのに、何か物足りなく、ここから皆さんが望んでいる傾向をつかみ取るには余りにも資料として少なく感じます。パブリックコメントは、そういう性格のものではないのかもかもしれませんが。

○**白井委員** パブリックコメントの件数は確かに少なかったのですが、例えば、この中で避難場所について、あるいは、障がい者のためのバリアフリー化についての意見がありました。これは、教育委員会だけの話ではなく、他の部局との関わりがとても大きいと思います。

避難場所、備蓄物資の問題、また、トイレについての意見もありました。

できるならば、このパブリックコメントを他の部局との間でも協働して検討するようなことをお願いしたいと思います。

○**学校施設担当部長** 分かりました。

○**長岡教育長** ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○**長岡教育長** それでは、議案第4号は提案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**長岡教育長** それでは、議案第4号については、提案どおり決定します。

議案第5号からは公開しないことといたしますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開